

「社会復帰促進等事業に係る平成24年度成果目標の実績評価及び平成25年度成果目標(案)」に関する総括表

24年度実績評価がB評価の事業

| 25 番号 | 24 番号 | 事業名 | 未達成の指標 | 24年度目標の未達成理由の分析 | 理由を踏まえた改善すべき事項等 | 25年度成果目標 |
|----------|----------|---|---|---|--|---|
| 22 | 24 | 業務上疾病に関する医学的知見の収集 <事業概要> (1)対象疾病に関する国内外の医学文献を収集する。 (2)医学専門家による医学文献検討委員会を組織し、収集した文献のレビューを行う。 (3)上記(2)のレビュー結果を報告書としてとりまとめる。 (担当:労働基準局労災補償部補償課) | 24年度目標 【アウトプット指標】 収集文献数 1,200文献 | 放射線被ばくによる疾病の発症に関する医学文献1,322文献を把握した。このうち、約200文献は国会図書館や放射線関係の専門文献を扱う図書館((独)日本原子力研究開発機構図書館)等に所蔵されていなかった。また、約440文献は放射線被ばくと疾病の発症に関連する文献であるものの、文献要約を確認したところ主たる内容が放射線治療等収集目的と異なるものであった。 その結果、613文献を収集し、収集文献数は目標に至らなかったものの、現時点で事業の目的に合致する医学文献は大半が収集され、有用な報告書が取りまとめられた。 | 平成24年度限りで事業廃止。 | |
| | | | 24年度実績 【アウトプット指標】 収集文献数 613文献 | | | |
| 30 | 33 | じん肺等対策事業 [25年度重点目標管理事業] <事業概要> 労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 防じんマスク及び防毒マスクについて、それぞれ「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施し、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置をする。 各種作業内容及び作業場所における個人サンブラーを用いた濃度測定について、実証的研究を行い、現行の作業環境測定との比較検討を行う。局所排気装置等の還流方式の実証的研究として、最近の知見を踏まえて、空気清浄装置により有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する研究を行うとともに、局所排気装置のフード部分の風速と有害物の空気中濃度との関係に関する研究を行う。 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課) | 24年度目標 【アウトプット指標】 健康管理手帳所持者の健康診断受診率を、平成23年度の実施率以上とする。 | アウトプット指標に設定した健康診断受診率は前年度とほぼ同水準であったがわずかに、目標を達成できなかった。これは健診の受診勧奨の実施等が不十分であったこと原因と考えられる。 | 健診の受診勧奨を十分に行うとともに、委託医療機関が不足している地域も一部認められることから、委託医療機関の確保に努める。 | 【アウトカム指標】 ・現在市場に流通しており、平成25年度中に有効期間が終わる防じんマスク及び防毒マスクのうち、有効期間内に1回以上は買取試験を実施した型式の割合を100%とする。 |
| | | | 24年度実績 【アウトプット指標】 69.0パーセント(平成23年度69.5パーセント) | | | 【アウトプット指標】 ・健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。 |

| 25 番号 | 24 番号 | 事業名 | 未達成の指標 | 24年度目標の未達成理由の分析 | 理由を踏まえた改善すべき事項等 | 25年度成果目標 |
|----------|----------|--|--|---|--|--|
| 54 | 57 | 家内労働安全衛生管理費 <事業概要> ・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・危険有害業務に従事する家内労働者を対象に、職業性疾病の早期発見及び予防に資するため、都道府県労働局が産業医等による健康相談を実施する。 (担当:雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課) | 24年度目標 【アウトプット指標】 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を880人以上とする。 24年度実績 【アウトプット指標】 869人 | 訪問指導対象となる委託者の廃業、移転のため、訪問に至らなかった活動状況が散見されたため、アウトプット指標については目標件数を下回った。 | 委託状況届け先から危険有害業務の委託者および家内労働者を適切に把握し、計画的な訪問活動を実施する。 | 【アウトカム指標】 家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。 危険有害業務に従事する家内労働者の実態について把握した内容を部会への報告又はHPへの掲載により公表する。 【アウトプット指標】 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者及び委託者数を800人以上とする。 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握を目的とした調査を行う対象労働者の人数を80人以上とする。 |
| 66 | 68 | 短時間労働者均衡待遇推進事業費 [平成25年度までの経過措置] <事業概要> 正社員との均衡を考慮してパートタイム労働者及び有期契約労働者の健康診断制度を導入・実施する事業主に対して、都道府県労働局において奨励金を支給する。 (担当:雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課) | 24年度目標 【アウトプット指標】 奨励金支給件数 348件 24年度実績 【アウトプット指標】 奨励金支給件数 220件 | 奨励金支給件数については、企業に制度が一定程度普及したため、昨年度以上の実績となったものの、当該事業を平成24年度限りで廃止することとしたため、積極的な周知広報が難しく、アウトプット指標の目標は達成できなかった。 | 平成24年度限りで事業廃止。 | |
| 721 | 751 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 [25年度重点目標管理事業] <事業概要> 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 (担当:労働基準局労働条件政策課) | 24年度目標 【アウトプット指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数を13件以上とする。 2 職場意識改善助成金の支給件数を298件以上とする。 24年度実績 【アウトプット指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給件数:12件 2 職場意識改善助成金の支給件数:236件 | 1 「労働時間等設定改善推進助成金の支給件数」が未達成であった原因としては、助成金制度の利便性が低かったものと考えられる。 2 「職場意識改善助成金の支給件数」が未達成であった原因としては、助成金の支給基準をより成果を厳格に判断する見直しを行った結果、支給に至らなかった事業主が増加したためと考えられる。 | 1 平成25年度においては、事業者団体向けの申請マニュアルを作成、窓口等での活用を図らせるとともに、交代制勤務など変則的な勤務に従事する労働者の割合が高い医療業など対象業種の拡大、専門家による継続的な個別指導に要する費用の助成対象への拡充及び申請期間の2ヶ月延長措置など事業活用の利便性を高める措置を講じた。 2 助成金事業について、平成25年度においてはさらに助成効果を高めるため実費に対する助成制度に改めること等により、申請者がわかりやすく、利用しやすい制度に見直すなどの措置を講じた。 | 【アウトカム指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、労働者のいる傘下の事業場における年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、労働者のいる傘下の事業場における月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。 中小企業事業主団体に対してアンケート調査を実施し、80%以上の団体から当該助成金制度を利用することによって団体が取り組むその傘下事業場における労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。 2 職場意識改善助成金 助成金の支給対象となった中小企業事業主において、年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。 助成金の支給対象となった中小企業事業主において、月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。 支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにすること。 【アウトプット指標】 1 労働時間等設定改善推進助成金の支給決定件数を10件以上とする。 2 職場意識改善助成金の支給決定件数を236件以上とする。 |

| 25 番号 | 24 番号 | 事業名 | 未達成の指標 | 24年度目標の未達成理由の分析 | 理由を踏まえた改善すべき事項等 | 25年度成果目標 |
|----------|----------|---|--|---|--|--|
| 723 | 753 | <p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組) [25年度重点目標管理事業]</p> <p><事業概要> 一部都道府県労働局に医療分野に特化した専門の相談員(医療労働専門相談員。以下「専門相談員」という。)を配置し(平成24年度:11労働局 平成25年度:17労働局に拡充)、医療従事者の労務管理等の改善についての事例収集及び相談支援を実施する。</p> <p>の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、専門相談員等を集めた全国会議等を開催する。</p> <p>諸外国における医療従事者の適正な労働条件等に関し、調査・研究を行う</p> <p>医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究を行う(平成25年度)</p> <p>(担当:労働基準局労働条件政策課)</p> | <p>24年度目標</p> <p>[アウトプット指標] 医療機関における勤務環境改善のための取組について、専門相談員が収集した事例等を基に年2回以上取組事例集を更新する。</p> <p>24年度実績</p> <p>[アウトプット指標] 取組事例集について年1回の更新となった。</p> | <p>本施策は、医療政策、労働政策等の「縦割り」を超えた政策連携を図るものとして、平成23年度から実施され、さらに、平成24年度からは、新たに専門相談員が配置(全国11局)され、専門相談員による勤務環境改善に係る情報収集が行われることとなった。</p> <p>本施策を実りあるものとするためには、医療機関、医療関係団体等に対して、本施策の趣旨等を丁寧に説明・周知し、理解を得る必要があるが、これに相応の期間を要した結果、専門相談員が医療機関等から情報を収集する時期が遅れ、取組事例の更新回数が少なくなった。</p> | <p>情報収集の趣旨・留意点・手順等について、平成25年4月1日付け「平成25年度における医療分野の「雇用の質」の向上のための取組の実施について」(関係4課長内かん)にて都道府県労働局労働基準部長等に対し指示するとともに、平成25年5月17日に開催した「全国労働時間等設定改善等業務担当者会議」においても、同内容を改めて説明した。</p> <p>情報収集の手法等に重点を置いた専門相談員研修を実施。</p> <p>情報収集をより効果的・効率的に進めるため、チェックシート(基本シート)の改訂。</p> | <p>[アウトカム指標] 医療機関等の取組について事前におおまかな内容を把握したうえで効率的な情報収集を行うとともに、医療機関等のニーズに応じた相談支援を実施する。</p> <p>医療労働専門相談員等研修の参加者を対象にアンケート調査を実施し、「研修の内容が、取組を推進するうえで有効であった」旨の回答を80%以上とする。</p> <p>定期的を開催する研究委員会において、調査・研究を実施し、報告書を取りまとめ、勤務環境の改善手法の確立を行う。</p> <p>[アウトプット指標] 医療従事者の労務管理等の改善に係る取組について、専門相談員等が収集した事例等を基に随時取組事例集を更新する。</p> |

24年度実績評価がC評価の事業

| 25 番号 | 24 番号 | 事業名 | 未達成であった目標 | 24年度目標の未達成理由の分析 | 未達成理由を踏まえた改善すべき事項 | 25年度成果目標 |
|----------|----------|--|---|--|---|---|
| 264 | 284 | <p><u>中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施事業</u> (次代の安全の中核を担う人材育成事業)</p> <p><事業概要> 企業の若い世代は自らの努力で安全を実現するという意識が低下してきているのではないかといった懸念が指摘されていることから、次代の安全の中核を担う人材の育成が急務となっている。 このため、安全衛生に係る人材育成等に資する好事例の作成、職長向けメールマガジンの配信によって、人材育成のための各種支援策を展開することで、職長や次代の安全の中核を担う若者労働者等の人材育成を推進する。 (担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p> | <p>24年度目標 【アウトカム指標】 メールマガジンの総配信件数:50,000件以上</p> <p>24年度実績 【アウトカム指標】 総配信件数39,140件(登録者数:1,957人、配信回数:20回)</p> | <p>事業の開始が9月と大幅に遅れ、結果として、メールマガジン登録者数が予定者数を下回ったため。</p> | <p>平成24年度限りで事業廃止。</p> | |
| 272 | 302 | <p><u>安全衛生啓発指導等経費</u> (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)</p> <p><事業概要> 技能講習機関から引渡し等された技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理し、本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。 (担当:労働基準局安全衛生部労働安全課)</p> | <p>24年度目標 【アウトカム指標】 技能講習修了証明書発行業務での帳票の引き受け数を電子データ・紙データ合わせて100万件以上受領する。</p> <p>24年度実績 【アウトカム指標】 電子データ・紙データの引受数:88万9,756件</p> | <p>全国の登録講習機関からの講習事業の休止等の件数が、当初の想定を下回ったため、引受数が伸びなかった。</p> | <p>技能講習修了者の帳票データは、登録教習機関が、技能講習の3年後又は教習機関を廃止する場合に、指定交付保存機関(受諾者:富士通株式会社)にデータを引き渡すこととしているが、これを都道府県労働局を通じて、引き渡し漏れの無いよう周知を図るとともに、引き渡しのない登録教習機関に対して、個別に注意喚起を実施する。 また、登録教習機関が3年前に実施した講習事業の動向を踏まえて引受数の目標を設定する。 さらに、適正な事業の執行に努め、入力件数の増加を図っていく。</p> | <p>【アウトカム指標】 技能講習修了者の帳票データの受付数を平成22年度受講者数の85%とする。</p> <p>【アウトプット指標】 都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡し漏れの無いよう全国登録教習機関に周知を図り、引き渡しのない場合には、個別に注意喚起を実施する。</p> |

| 25 番号 | 24 番号 | 事業名 | 未達成であった目標 | 24年度目標の未達成理由の分析 | 未達成理由を踏まえた改善すべき事項 | 25年度成果目標 |
|----------|----------|---|---|---|--|---|
| 28 | 31 | <p>安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費</p> <p><事業概要> 化学物質による人への健康影響に関してリスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。</p> <p>日本国企業の進出数が急増している中国と、労働安全衛生シンポジウムを開催する。 (担当:労働基準局安全衛生部計画課)</p> | <p>24年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。</p> <p>【アウトプット指標】 労働安全衛生シンポジウムを年1回開催する。</p> <p>24年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 中国におけるシンポジウム開催ができなかった。</p> <p>【アウトプット指標】 中国におけるシンポジウム開催ができなかった。</p> | <p>平成24年8月～9月にかけての尖閣諸島をめぐる状況等を受け、中国におけるシンポジウムの開催については情勢の鎮静化後に行うこととし、その後中国情勢の動向に着目していたが、年度未までシンポジウム開催に至らなかったため。</p> | <p>中国情勢について状況把握に努め、沈静化が図られた後シンポジウムを開催する。</p> | <p>【アウトカム指標】 OECD等の国際会議に参加し、海外動向について審議会等への報告又はHP掲載等により公表する。</p> <p>中国における労働安全衛生シンポジウムの参加者を100名以上とする。</p> <p>【アウトプット指標】 OECD等の国際会議に年1回以上参加する。</p> <p>中国における労働安全衛生シンポジウムを年1回開催する。</p> |
| 41 | 44 | <p>小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業</p> <p><事業概要> 小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその会員事業場(以下「団体等」という。)に対し、安全衛生教育、機械設備安全化、特殊健康診断等について指導、支援を行うとともに、その成果を団体以外の小規模事業場へ波及させるために、業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布等を行う。 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)</p> | <p>24年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。</p> <p>24年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 平成24年度で事業終了となる平成22年度団体の労働災害の労働災害発生件数減少率は、事業終了時点において28.9%であった。</p> <p>平成22年度団体の平成21年度(本事業参加前年)における労働災害発生件数は83件であり、平成24年度における労働災害発生件数は59件であった((83-59)/83=28.9%)。</p> | <p>支援を行った団体及び構成事業場において安全衛生活動の取組が適切に行われたが、アウトカム指標については、本事業が平成11年度から続いていたことで、小規模事業場においてある程度労働安全に関する意識が浸透し、伸びしろが少なくなったことが未達成となった原因の一つと考えられる(平成21年度団体の本事業参加前年における労働災害発生件数は99件だったが、平成22年度は83件、平成23年度は62件、平成24年度は59件と実施期間中は年々減少している。)</p> | <p>平成24年度限りで事業廃止。</p> | |

| 25 番号 | 24 番号 | 事業名 | 未達成であった目標 | 24年度目標の未達成理由の分析 | 未達成理由を踏まえた改善すべき事項 | 25年度成果目標 |
|----------|----------|--|---|--|---|---|
| 73 | 76 | <p>中小企業退職金共済事業経費</p> <p><事業概要> 事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の助成を行う。</p> <p>(担当：労働基準局勤労者生活課)</p> | <p>24年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 在籍被共済者数が、前年度を上回る (平成23年度末3,247,911人)</p> <p>【アウトプット指標】 新規加入被共済者数 (平成24年度：332,600人)</p> <hr/> <p>24年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 在籍被共済者数が、前年度を下回る (平成24年度末3,238,587人)</p> <p>【アウトプット指標】 新規加入被共済者数 (平成24年度：321,508人)</p> | <p>中期計画に基づき、新たな取組として、今後新規加入の増加が期待できる医療・介護分野へのアプローチを実施するなど、積極的・効果的な加入促進に努めたが、新規加入被共済者数は目標に対し96.7%、在籍被共済者数は目標に対し99.7%の達成率に留まった。</p> <p>原因としては、中小企業を取り巻く経済環境が改善されない状況の中、直ちに新規加入に至らなかったことなどが考えられる。</p> | <p>関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所(名古屋市、大阪市)に加入促進関係の活動拠点を置き、首都圏、東海地域及び近畿地域での加入促進を強化する。</p> <p>また、厚生労働省と連携し、高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。</p> | <p>【アウトカム指標】 中小企業退職金共済制度の普及割合が、前年度を上回る(従業員規模1～499人企業における雇用者に対する値、平成24年度10.16%)</p> <hr/> <p>【アウトプット指標】 新規加入被共済者数(平成25年度 324,000人)</p> |

平成25年度新規事業

| 25 番号 | 事業名 | 25年度成果目標 | | 目標設定の理由及びその水準の考え方 |
|------------------|---|-----------------|---|--|
| 2 9 ・ 2 | <p>職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導) 【25年度重点目標管理事業】</p> <p><事業概要> 一定の線量下で除染や復旧作業の実施、または事故由来廃棄物等の処分業務を実施する団体等に対して線量管理指導員を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資料を貸与し、団体等における放射線管理等の適切な実施を指導する。 (担当：労働基準局安全衛生部労働衛生課)</p> | アウト 指標 カム | 線量管理指導等の参加者に対し、指導内容等についてアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した指導であった旨の回答を得る。 | 適切な放射線管理が行われるためには、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者において、線量管理に関する知識、経験の修得を図ることが必要である。したがって、25年度の線量管理指導事業においては、中小・零細企業が会員となっている団体等に対し、必要な情報提供や指導が行われたか評価することが適当である。 |
| アウト 指標 ブック | 線量管理の指導を150回以上実施する。 | | | |
| 4 2 | <p>治療と職業生活の両立等の支援手法の開発 【25年度重点目標管理事業】</p> <p><事業概要> 労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成するとともに、就労継続の取組に関する事例集や指針を作成する。 (担当：労働基準局安全衛生部労働衛生課)</p> | アウト 指標 カム | 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続に関する手引きを作成する。 | 一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。そこで、平成25年度において、就労継続に関する手引きを作成し、今後、周知を図ることができるよう目標を設定した。 |
| アウト 指標 ブック | 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた患者に対する就労継続の課題についてのアンケート調査を3,000件以上を対象に実施する。 | | | |
| 6 1 | <p>第三次産業労働災害防止対策支援事業</p> <p><事業概要> 小売業、社会福祉施設を対象として、事業場内の危険箇所の「見える化」を推進するとともに、専門家による事業場への個別コンサルティングを行う。併せて、改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、介護施設を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。 (担当：労働基準局安全衛生部安全課)</p> | アウト 指標 カム | 専門家による個別コンサルティングを受けた事業者及び腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を80%以上得る。 | 第三次産業では、製造業等の業種と比べ、事業者、労働者ともに労働災害防止に対する意識が低い傾向があり、講習会(集団指導)形式だと十分な参加者数が得られないおそれがあることから、一般的な労働災害防止対策に係る指導としては、コンサルティング(個別指導)形式により確実に安全意識を広めていくこととした。一方、介護施設では腰痛対策についてのニーズが高い状況にあり、講習会(集団指導)形式で開催することで十分な参加者数が得られる可能性が高いことから、腰痛対策に係る事業については、費用対効果も踏まえ、講習会(集団指導)形式で実施することとした。指標の数値については、他の研修実施事業での目標設定値を参考として、80%とした。 |
| アウト 指標 ブック | 個別のコンサルティングについて、小売業、社会福祉施設合わせて800事業場以上を指導する。 介護従事労働者の腰痛予防教育について、47回(各都道府県1回を別途)の講習会を開催する。 | | | |
| 6 3 | <p>雇用均等指導員(均等担当)の設置</p> <p><事業概要> 大規模局に雇用均等指導員(均等担当)を配置し、セクシュアルハラスメント被害を受けたことにより、通院する、若しくは、それに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導・支援を行う。 (担当：雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)</p> | アウト 指標 カム | 雇用均等指導員(均等担当)によ男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収において、助言・指導の結果、是正の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 職場のセクシュアルハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防のための取組状況を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。 | 雇用均等指導員(均等担当)の主たる業務が事業主に対する助言・指導及びセクシュアルハラスメント被害に関する労働者からの相談への対応であることから、当該助言・指導の結果、是正の意向を示す事業主の割合を目標とするとともに、セクシュアルハラスメントの実態についての把握を目標として設定した。 |
| アウト 指標 ブック | 都道府県労働局雇用均等室において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数 4,900件 | | | |